

第3次健やかプランまきのほら

(令和2年度～令和6年度)

第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画

(牧之原市次世代育成支援行動計画、牧之原市子どもの貧困対策計画)

第3次牧之原市健康増進計画／第3次牧之原市食育推進計画

いのち支える 牧之原市自殺対策計画



牧之原市
MAKINOHARA

令和2年3月

市長あいさつ

牧之原市は、令和2年10月に市政誕生15周年を迎えます。市政誕生時から一貫して「市民協働」を方針とし「市民が主役」の理念に基づき、市政経営に取り組んでまいりました。現在では、まちづくりの主役である市民の皆様が、「学び」、「気づき」、「共感し」、そして「支援しあう」、協働のまちづくりが根付いてきています。

一方で、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化、共働き家庭の増加等による生活環境の変化が大きく、健康や食に関する課題も様々であり、家庭や地域などにおける支え合いが難しくなっているという状況も見受けられます。

これらの課題を解消するため、市では、第2次牧之原市総合計画において、市を魅力ある、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組み、「絆と元気が創る幸せあふれるみんなが集うNEXTまきのはら」を市の目指す姿とし、総合計画に基づく施策を全庁体制で推進しています。その中の健康福祉の施策においては、子育て支援の充実や超高齢社会への対応、健康づくりの推進に積極的に取り組んでいるところです。

今回策定しました「第3次健やかプランまきのはら」は、市の総合計画の健康福祉の分野別計画として、「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画）」「健康増進計画」「食育推進計画」「いのち支える牧之原市自殺対策計画」の4計画を1つにまとめました。

今後は、本計画に基づき、子どもの健やかな成長を支援し、子育て世代の皆様が安心して、産み・育ち・学べる環境づくりを進めていきます。また、食生活や運動等を通じた健康的な生活習慣の形成により、健康寿命の延伸を図り、生きがいを持ち、自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました委員の皆様を始め、関係団体、市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

牧之原市長 杉本基久雄





目 次

第 1 編 はじめに

- 1 「第 3 次健やかプランまきのはら」の策定にあたって 1
- 2 牧之原市の現状 6

第 2 編 第 2 期牧之原市子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画)

序章 計画の全体像	9
1 子ども・子育て支援事業計画とは	9
2 計画の期間	9
3 計画の位置づけ	10
4 対象区域	12
5 計画の構成	12
第 1 章 計画策定にあたって.....	13
1 計画策定の趣旨	13
2 関連計画等との整合性	14
3 計画の策定体制	15
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	16
1 本市の子ども・子育てを取り巻く現状	16
2 第 2 期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査結果	19
3 第 1 期計画の評価	23
4 市民参加による計画策定	27
5 本市の子ども・子育てを取り巻く重点課題	30
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 計画の体系	38
第 4 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業.....	40
1 教育・保育提供区域	40
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	41
3 地域・子ども子育て支援事業	43
4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進について	50

第5章 施策の展開	51
基本目標1 愛情をもって 子どもや子育て世帯を 地域で見守り支援する.....	51
基本目標2 誰もが安心して 子どもを産み育てられる 環境づくり.....	57
基本目標3 子どもの確かな学力と健全な心を育む教育の充実.....	61
基本目標4 すべての子どもが 安心・安全に のびのびとすごせる環境づくり....	65
基本目標5 (牧之原市子どもの貧困対策計画)	
子どもが愛情につつまれ 子育て家庭が笑顔で暮らせるまちづくり ...	70
第6章 計画の推進体制	73
1 地域社会の役割	73
2 計画の進行管理	74
3 数値目標	75
資料編	76
1 委員名簿	76
2 策定経緯	78
3 アンケート調査の概要	80
4 子ども・子育て支援事業計画・第1期の現状(平成31年4月1日現在)	87
5 用語一覧	98



第3編 第3次牧之原市健康増進計画

第1章 計画策定の背景と趣旨	101
1 背景と趣旨	101
2 計画の位置づけと期間	102
3 計画の構成	103
4 策定体制	104
第2章 牧之原市の健康の現状と課題	105
1 牧之原市の健康データ	105
2 第2次牧之原市健康増進計画の評価結果	112
3 牧之原市の健康課題	119
第3章 計画の基本的な考え方	120
1 基本理念	120
2 計画の体系	121
3 重点目標・重点施策	122
第4章 施策の展開	125
1 分野別の取組	125
(1) 健康管理	125
(2) 栄養・食生活	131
(3) 運動・身体活動	136
(4) 休養・こころ	140
(5) 喫煙	145
(6) 飲酒	149
(7) 歯・口腔【牧之原市歯科保健計画】	154
2 ライフステージ別の取組	168
第5章 計画の推進に向けて	170
1 計画の推進体制	170
2 計画の進行管理	170
資料編	171
1 アンケート調査の概要	171
2 計画策定関係者名簿	172
3 策定経過	175

第4編 第3次牧之原市食育推進計画

第1章 計画策定の背景と趣旨	177
1 背景と趣旨	177
2 計画の位置づけと期間	178
3 計画の構成	179
4 策定体制	180
第2章 牧之原市の食育の現状・評価	181
1 食育を取り巻く現状	181
2 第2次牧之原市食育推進計画の評価	206
第3章 計画の基本的な考え方	212
1 基本理念	212
2 基本方針(基本的な考え方)	213
3 ライフステージごとの食育推進	215
4 食育推進関係者と役割	217
5 計画の体系	222
第4章 施策の展開	223
1 家族や仲間と楽しく食卓を囲む	223
2 健康につながる食生活を送る	225
3 地域の産物がわかり食卓に並べる	229
4 “もったいない”に取り組む	232
5 ライフステージごとの取組	234
第5章 計画の推進に向けて	236
1 計画の推進体制	236
2 計画の進行管理	236
3 数値目標	237
資料編	240
1 アンケート調査の概要	240
2 食育推進に向けた各課の取組	241
3 食育推進計画策定にかかる団体ヒアリング結果のまとめ	243
4 計画策定関係者名簿	246
5 策定経過	248



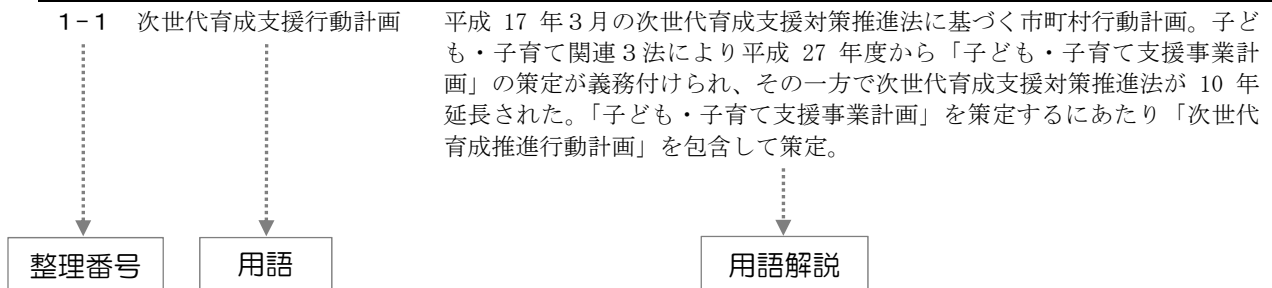
第5編 いのち支える牧之原市自殺対策計画

第1章 計画策定にあたって	251
1 計画策定の背景と趣旨	251
2 計画の位置づけ	252
3 計画の期間	252
4 計画の策定体制	253
5 計画の数値目標	253
第2章 牧之原市における自殺の特徴	254
1 牧之原市の自殺の現状	254
2 牧之原市のこれまでの取組（平成23年度から平成30年度）	259
3 牧之原市の課題	262
第3章 いのち支える自殺対策における取組	265
1 牧之原市における自殺対策の理念及び体系	265
2 5つの基本施策	267
3 4つの重点対策	280
第4章 自殺対策の推進に向けて	290
1 計画の推進体制	290
2 計画の目標・評価指標	291
資料編	292
1 自殺対策基本法	292
2 自殺総合対策大綱	297
3 策定過程	299
4 自殺対策計画策定委員名簿	302

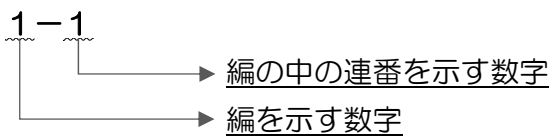
■ 用語解説、用語一覧の見方について

○用語解説

用語集



- 整理番号 ……本文中の用語末に付番した番号



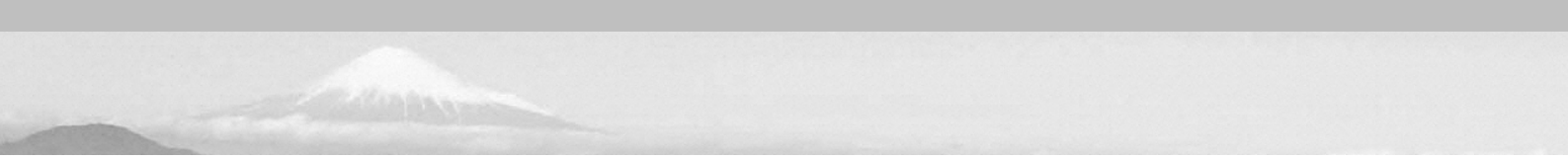
○用語一覧

掲載頁

- 第 2 編 第 2 期牧之原市子ども・子育て支援事業計画
(次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画) 97 頁～99 頁

整理番号	あ行	該当頁
2-52	アイシーティ ICT教育	62 頁
2-41	青色防犯パトロール	55, 88 頁
2-33	移動子育て支援センター	46, 52, 70 頁

- 整理番号 ……本文中の用語末に付番した番号
- 該当頁 ……用語が掲載されている頁
- 該当頁欄の網掛け頁 ……当冊子内で用語が初めて掲載されている頁 ……用語解説あり



第1編 はじめに

1 「第3次健やかプランまきのほら」の策定にあたって

(1) 「健やかプランまきのほら」の概要

行政ニーズが多様化するとともに包括的支援が求められる中、本市では、分野ごとの個別計画を策定する際に、総合計画と整合を図ることはもとより、関連する分野の計画とも連携をとり、一体的に策定することで、施策の一層の推進と実効性を確保しています。

こうした考えから、包括的な健康増進及び子育て支援を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画¹⁻¹」と健康増進法に基づく「健康増進計画¹⁻²」を連携した「健やかプランまきのほら」を平成22年3月に策定しました。

また、平成27年3月には、「子ども・子育て支援事業計画¹⁻³」と「健康増進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画¹⁻⁴」を「第2次健やかプランまきのほら」として一体的に策定しました。子どもの健やかな成長には、親子の健康づくりや豊かな心を育む食育推進が欠かせないこと、また、健康づくりの推進にあたって幼少期からの健康な食生活の実践や生活習慣を形成していくことが重要であることから、連携して施策を推進してきました。

用語集

1-1	次世代育成支援行動計画	平成17年3月の次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画。子ども・子育て関連3法により平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、その一方で次世代育成支援対策推進法が10年延長された。「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり「次世代育成推進行動計画」を包含して策定。
1-2	健康増進計画	健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」であり、策定は努力義務。子どもから高齢者まですべての市民が、健やかで心豊かに生活できるまちづくりに取り組むための計画。
1-3	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業についての需要計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、市町村が作成する計画（子ども・子育て支援法第61条）。
1-4	食育推進計画	食育基本法第18条の規定に基づく計画。策定は努力義務。食育に関わる様々な立場の関係者が連携し、子どもをはじめ各世代への食育を市民活動へ展開していくための計画。

(2) 「第3次健やかプランまきのはら」策定の目的

子どもと家庭を取り巻く環境においては、核家族化の進展、児童虐待の顕在化、子どもの貧困対策等への課題があり、教育・保育に対するニーズが高まっています。

また少子高齢化の進行により社会構造が変化する中、増え続ける医療費、介護給付費は社会的に大きな課題となっており、健康で日常生活を支障なく送ることができる期間を長く保つ「健康寿命」の延伸を図ることが極めて重要となっています。

食においても多様な暮らしの中で生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸につながる食育の推進や食環境の整備、食文化の継承等が今後の課題となっています。

さらに、市の自殺の死亡率が高いことが従来からの課題であり、平成28年の自殺対策基本法の改正に基づき、「いのち支える牧之原市自殺対策計画¹⁻⁵」を平成31年3月に策定し、推進していますが、子ども・子育て支援事業計画の「子どもの健全な心を育む教育」の分野や健康増進計画の分野別取組の「休養・こころ」とも整合性を図り推進していくことが重要となっています。

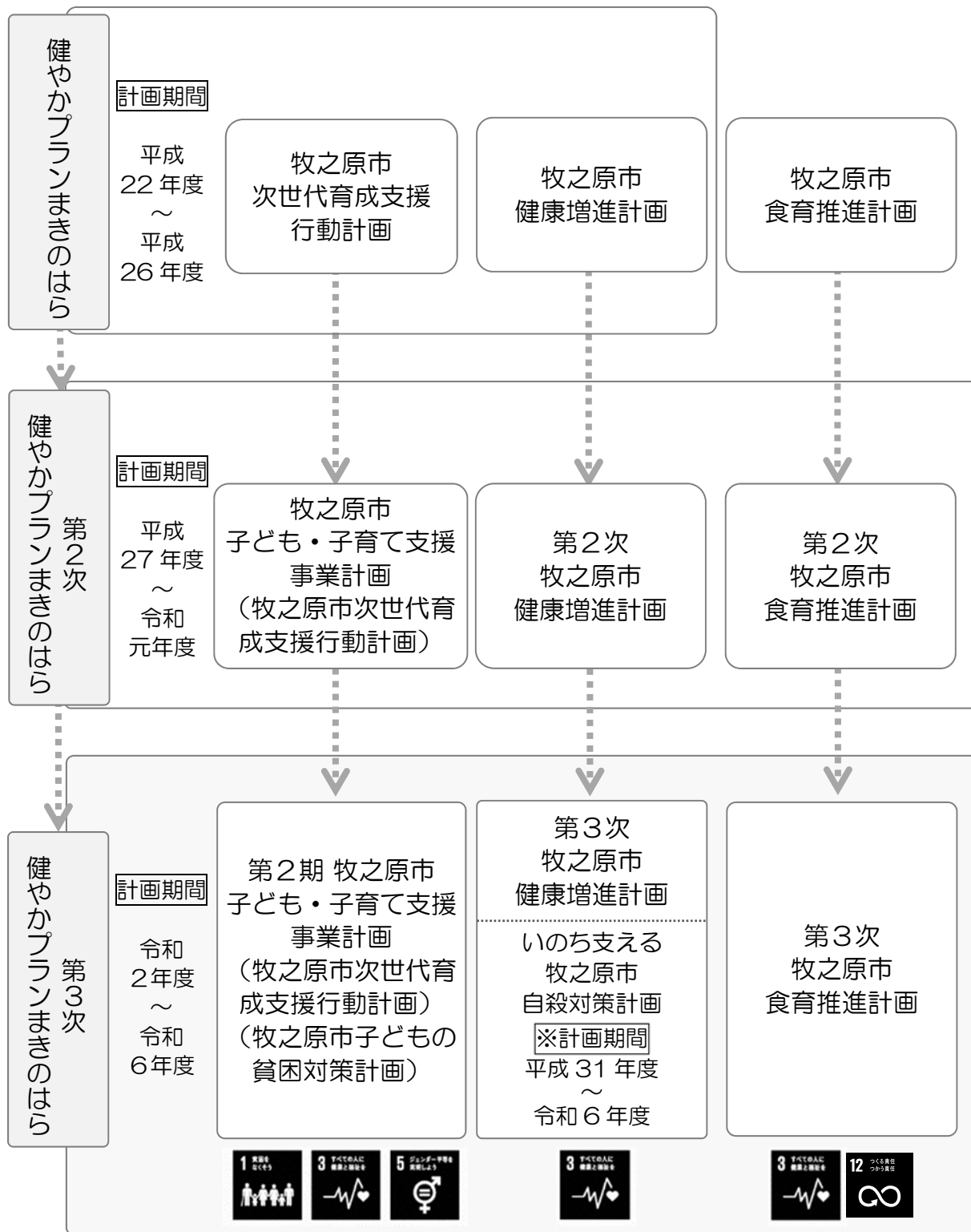
これらの多岐に渡る課題の解決に向かうためには、これまで以上に他部署と連携をとり、一体的に推進することが求められます。今回、子どもの貧困対策として「子ども・子育て支援事業計画」の中に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）¹⁻⁶」に基づく市町村計画として「子どもの貧困対策計画¹⁻⁷」を位置付けました。

また、多くの課題を各分野が連携して取り組めるよう「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画）」「健康増進計画」「食育推進計画」の3つの計画に「いのち支える牧之原市自殺対策計画」を新たに加え、全4計画を一体化した「第3次健やかプランまきのはら」を策定します。

用語集

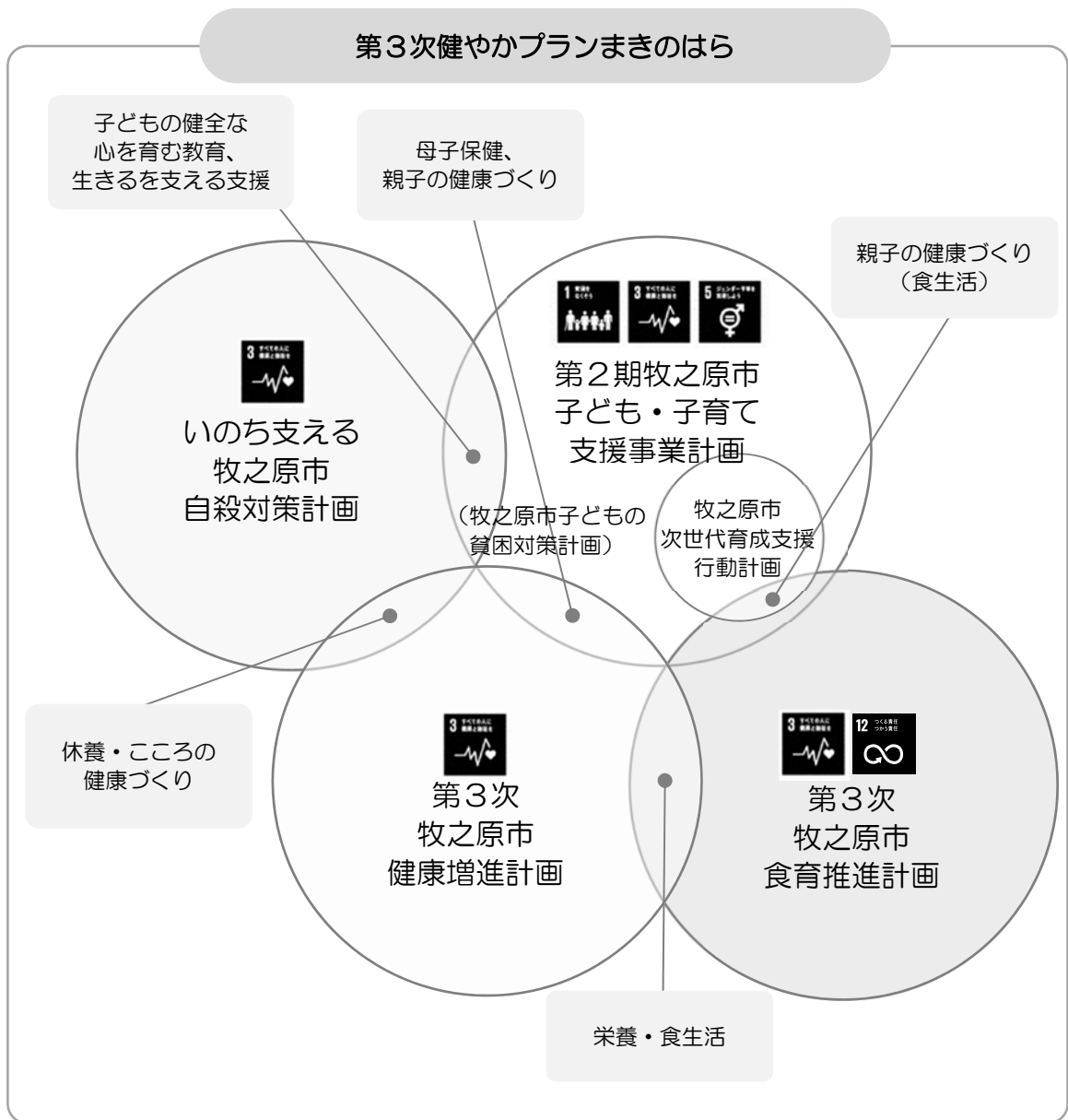
1-5	いのち支える牧之原市自殺対策計画	平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国が定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」を策定するものとされた。「いのち支える牧之原市自殺対策計画」は自殺を社会の問題として捉え、「支え、支えられその人らしく生活することができるまちづくり」を基本理念として策定された計画である。
1-6	子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）	平成26年1月施行。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的とする法律。基本理念を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。令和元年6月に当法の一部が改正され、市町村の計画策定が努力義務化された。
1-7	子どもの貧困対策計画	「子どもの貧困対策推進法」第4条の地方公共団体の責務を具体化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、市の子どもの貧困対策を総合的に推進していくにあたっての基本指針となる計画である。

「健やかプランまきのほら」策定の流れ



上記の図では「第3次健やかプランまきのほら」の各計画にSDGsを位置付けています。

「第3次健やかプランまきのほら」における各計画の関連について



(3) SDGs達成に向けた取り組み

SDGs（エスディーゼズ）とは

2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ¹⁻⁸」に記載された国際目標で、2030（令和12）年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されています。

SDGsが目指す『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の

実現（自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくり）（外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」）は、市民、地域、事業者・団体等の様々な主体が目標を共有し、連携しながら一体的に目指すものです。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化によりSDGsの達成に向けた取り組みを促進することが求められており、市では「第2次牧之原市総合計画基本構想後期基本計画」の中で、施策の推進に合わせて17の目標の実現に努めています。本計画でも、関連する目標の達成に向けて施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「第3次健やかプランまきのはら」に関連する目標

	目標	内容
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所に、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー ¹⁻⁹ の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント ¹⁻¹⁰ を図る
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

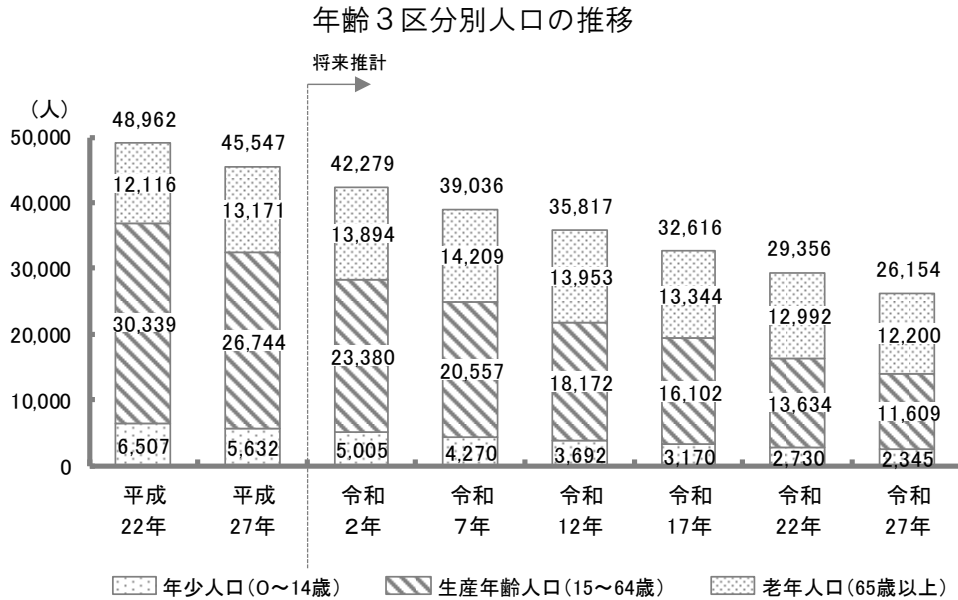
用語集

1-8 持続可能な開発のための2030アジェンダ	2000年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標（MDGs）が2015年で終了することを受け、国連が向こう15年間（2030年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したものだ。
1-9 ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。
1-10 エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

2 牧之原市の現状

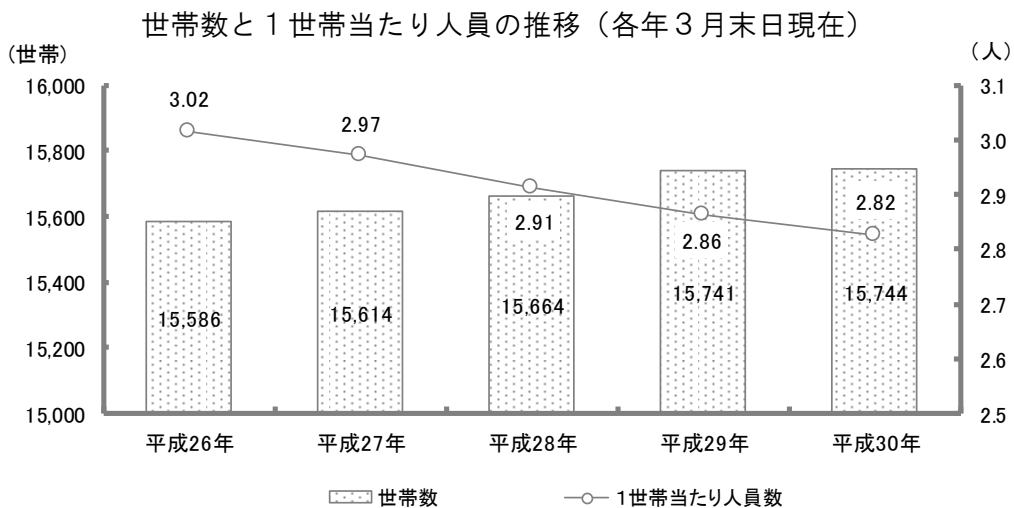
(1) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は、令和7年までは増加傾向にあり、令和12年以降は減少していますが、全体に占める割合は増加しています。



(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、年々増加しており平成30年で15,744世帯となっています。1世帯当たり人員の推移をみると、平成26年以降減少傾向にあり平成30年で2.82人となっています。



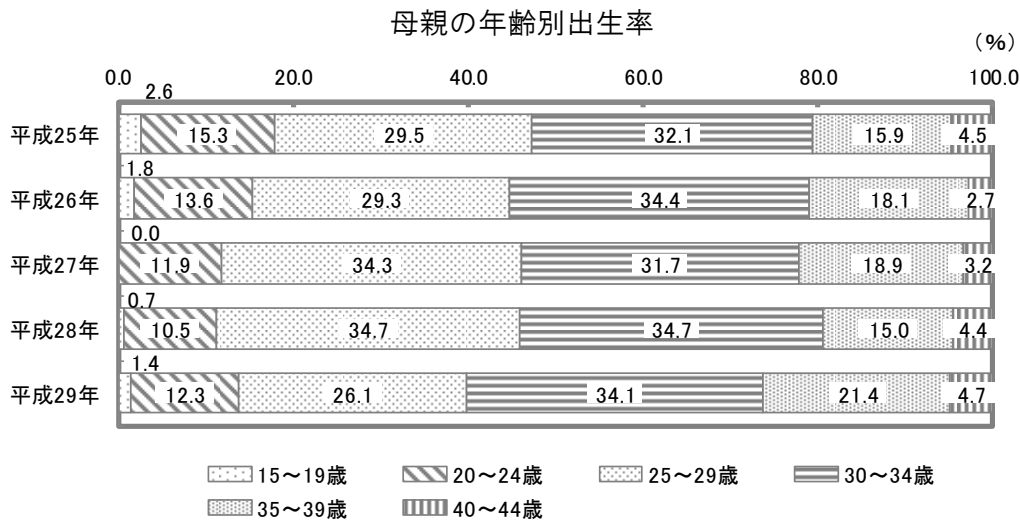
用語集

1-11 国立社会保障・人口問題研究所

人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする厚生労働省の機関。少子高齢化の人口問題に関する調査研究も行っている。

(3) 出産の状況

母親の年齢別出生率の推移をみると、概ね「30～34歳」の割合が最も高くなっています。35歳以上の割合は平成25年と比較して、平成29年には5.7ポイント増加しており晩産化¹⁻¹²が進んでいることがわかります。

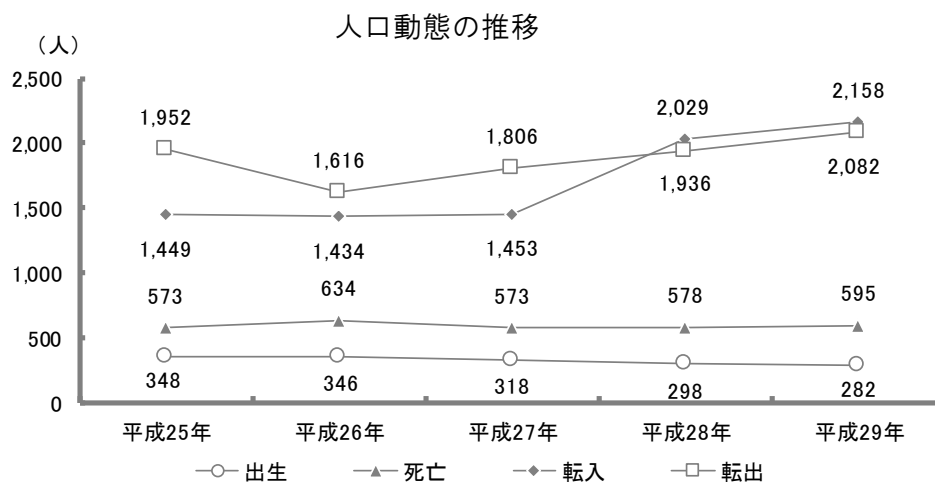


資料：静岡県人口動態統計

(4) 人口動態の状況

人口動態の推移をみると「死亡」が「出生」を上回っており、自然動態¹⁻¹³は減少となっています。

一方、平成27年までは「転出」が「転入」を上回り、社会動態¹⁻¹⁴が減少となっていました。平成28年以降は「転入」が「転出」を上回る社会増¹⁻¹⁵の状況となっています。



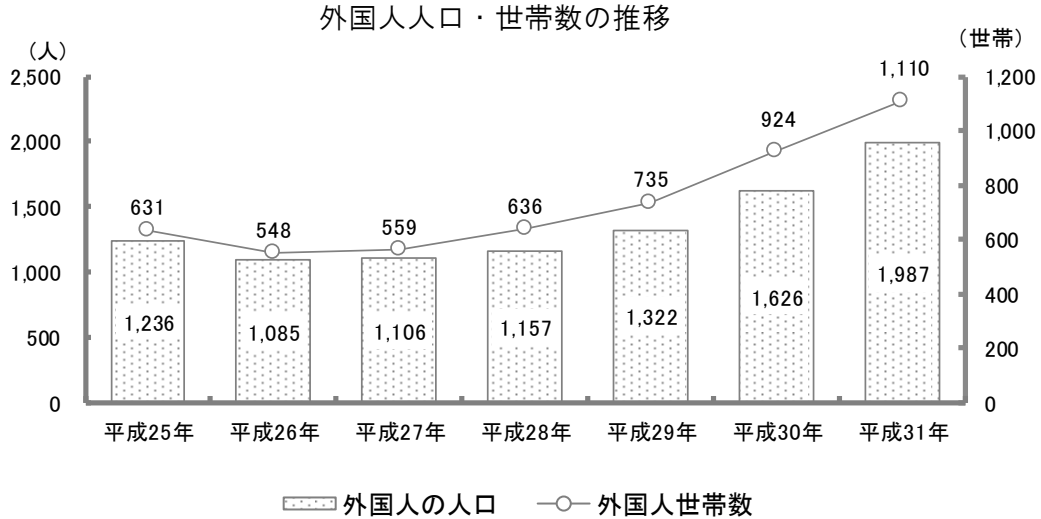
資料：市民課

用語集

- 1-12 晩産化 女性の出産する年齢が高くなっていくこと。
- 1-13 自然動態 一定期間における出生、死亡に係る人口動態をいう。
- 1-14 社会動態 一定期間における転入、転出に係る人口動態をいう。
- 1-15 社会増 ある地域の人口は、出生数と死亡数のプラスの差による自然増、人口移動すなわち人口流入数と流出数のプラスの差による社会増とによって増加する。マイナスの差がもたらすのが自然減・社会減である。

(5) 外国人口の状況

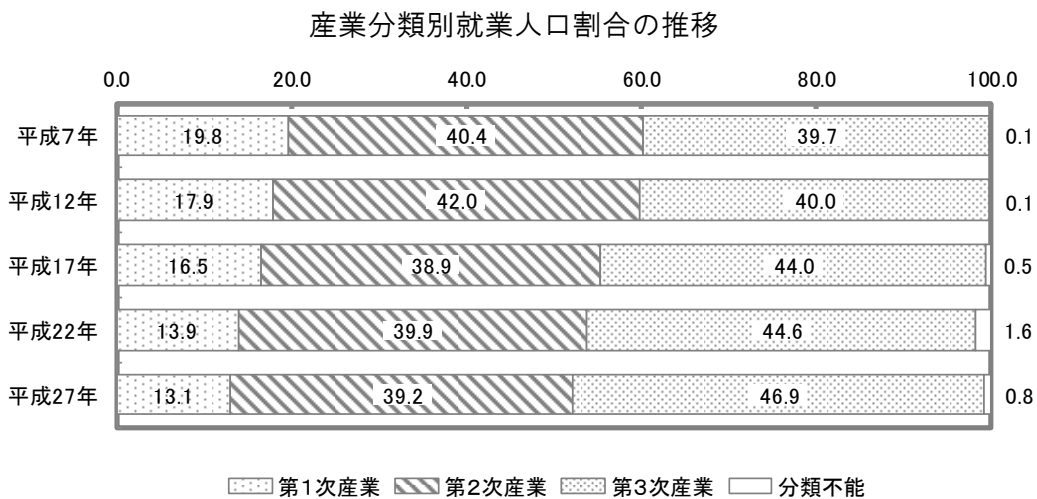
市内の外国人の人口推移を見てみると平成26年以降から徐々に増加し、平成30年から急激に増加しています。外国人の増加に伴い、世帯数も増加しています。



資料：市民課（各年3月31日現在）

(6) 就業人口の状況

産業分類別就業人口割合の推移をみると、平成7年と平成27年を比較すると第1次産業は6.7ポイント減少、第2次産業は1.2ポイント減少、第3次産業は7.2ポイント増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）